

# ふるさと納税制度に係る指定制度 及び返礼品の基準について

刈谷市企画財政部

企画政策課

# ふるさと納税対象団体（市区町村）の指定の基準

## 【全ての地方団体に対する基準】

### 基準① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

（改正地方税法第37条の2）

## 【寄附金の募集の適正な実施に係る基準】

（平成31年度総務省告示第179号第2条第1～3号）

### 第1号 適正な募集方法についての基準

- イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に第一号寄附金を支出する者（以下「寄附者」という。）を紹介させる方法その他の不当な方法による募集を行わないこと

「第三者に謝金を支払うこと等により、当該第三者に寄附者の勧誘・紹介をさせるような行為」は、ふるさと納税制度の趣旨に反します。

- ロ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないこと

### 八 適切な選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと

「適切な選択を阻害するような表現」として、具体的には「お得」、「コスパ最強」、「ドカ盛り」、「圧倒的なボリューム」、「おまけ付き」、「セール」、「買う」、「購入」、「還元」、これらに類似する表現等が該当し、令和元（2019）年6月1日からこういった表現は使用できません。

### 二 自団体（刈谷市）住民に返礼品等を提供しないこと

## 第2号 募集経費を寄附額の5割以下とすること

第3号 制度の趣旨に反する方法により他の団体に多大な影響を及ぼすような寄附の募集を行い、趣旨に沿った募集を行う他の自治体に比して著しく多額の寄附金を受領した団体でないこと。

### 【返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準】

#### 基準② 返礼品は返礼割合3割以下とすること

(改正地方税法第37条の2第1号)

#### 基準③ 返礼品は地場産品とすること

(改正地方税法第37条の2第2号)

### 地場産品についての基準

(平成31年度総務省告示第179号第5条1～9号)

#### 【基本的な考え方】

ふるさと納税は、住所地団体に納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使い途も高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要となります。

したがって、返礼品等を提供する場合には、「区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの」(以下「地場産品」という。)とすることとしています。

## ① 刈谷市内において生産されたもの

## ② 刈谷市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。つまり、刈谷市内で生産された原材料を「半分以上を一定程度以上上回る割合」使用して刈谷市外で製造されたものということとなります。

ここでいう「半分以上を一定程度以上上回る割合」との条文の解釈については、国から示された例を参考に慎重に判断する他ない状況です。

また、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりませんので、あらかじめご了承ください。

### ○認められると考えられる例

- ・ 刈谷市内で生産された牛乳や果物を 100%使用し、刈谷市外で製造されたジェラート
- ・ 刈谷市内で生産された酒米を 100%使用し、刈谷市外において醸造した地酒
- ・ 刈谷市内の事業者が 100%自社で栽培したリンゴを使用し、刈谷市外の工場加工したリンゴジュース
- ・ 原材料の柑橘のうち 9 割以上を刈谷市内で生産された柑橘を使用したジュース

### ×認められないと考えられる例

- ・ 製造に用いる牛乳のうち刈谷市内で生産された牛乳を約 1 割使用し、刈谷市外で製造したアイスクリーム
- ・ 刈谷市内で製造された醤油・ポン酢を使用し、刈谷市外で加工されたもつ鍋・水炊き
- ・ スチール缶の原材料となる鉄を刈谷市内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

### ③刈谷市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

ここでいう「半分を一定程度以上上回る割合」との条文の解釈については、国から具体的な指針が示されておらず、国から示された例を参考に慎重に判断する他ない状況です。

なお、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりませんので、あらかじめご了承ください。

また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として、次のとおり示されています。

#### （参考）実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ ビン、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

※企画立案を行っているという要素のみでは「類するもの」に該当するとは考えません。

### ○認められると考えられる例

- ・ 刈谷市内の事業者が区域外で生産された原材料を使用し、刈谷市内で加工・品質保守を一元管理し、刈谷市内の事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 刈谷市外で生産された豚肉を刈谷市内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品
- ・ 刈谷市外で生産された原材料を用いて、刈谷市内の醸造所において醸造した酒
- ・ 刈谷市外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な細工を刈谷市内において刈谷市内の業者が施した工芸品

### ×認められないと考えられる例

- ・ 海外で生産し、刈谷市内の事業者が検品を行っているラジオ
- ・ 刈谷市外で生産されているが刈谷市内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
- ・ 刈谷市内の事業者がパッケージしている刈谷市外で生産されたフルーツ
- ・ 刈谷市外で生産されたビールに、刈谷市オリジナルのシールを貼ったもの
- ・ 刈谷市内で、製品に係る企画立案まで行い、刈谷市外で製造・組立等する製品

**④刈谷市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの  
(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る)**

刈谷市から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものであって、単に、他の市町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市町村で生産していることといった要素のみで、④の基準に該当するものではありません。

**○認められると考えられる例**

- ・ 刈谷市を含む複数の市町村を管轄する J A に刈谷市内で生産された米を出荷し、当該 J A が刈谷市外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- ・ 刈谷市内で生産後、複数の市町村を管轄する J A に出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
- ・ 刈谷市内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、刈谷市外で加工される牛肉

**×認められないと考えられる例**

- ・ 刈谷市内で生産されたものと刈谷市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

**⑤刈谷市の広報の目的で生産された刈谷市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から刈谷市の独自の返礼品等であることが明白なもの**

かつての産地であったことや、今後〇〇の市として売り出そうとしていること、刈谷市出身者等ゆかりの者に関連したものであること、刈谷市内に事業所が存在していることといった要素のみで、⑤の基準に該当するものではありません。

**○認められると考えられる例**

- ・ 刈谷市のゆるキャラグッズ
- ・ 刈谷市をPRするためのオリジナルのポストカード
- ・ 刈谷市をホームとするスポーツチームの応援グッズ

**×認められないと考えられる例**

- ・ かつて玩具の一大産地であったことから刈谷市内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では刈谷市内に工場がなく区域外で製造する玩具
- ・ 刈谷市内で創業した事業者が刈谷市外で製造する即席麺
- ・ 刈谷市の出身者であるパティシエが刈谷市外で製造する洋菓子



**⑥前①から⑤に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるもの**

当該返礼品が「主要な部分」と言えるかどうかについては、提供されるものの全体の一般的な価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該返礼品等であること等により判断します。「半分を一定程度以上上回る割合」との条文の解釈については、国から具体的な指針が示されておらず、国から示された例を参考に慎重に判断する他ない状況です。

また、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりませんので、あらかじめご了承ください。

**○認められると考えられる例**

- ・ 刈谷市内で製造した味噌と刈谷市内の事業者が生産し自社製品として刈谷市内で限定販売している醤油のセット
- ・ 刈谷市内で生産しているいくらと県内産の米のセット
- ・ 刈谷市内で製造されたそばと刈谷市外で製造されたそばつゆのセット

**×認められないと考えられる例**

- ・ 刈谷市外で生産された商品と刈谷市のPR冊子をセットにしたもの
- ・ 刈谷市外で製造されたビールと刈谷市内で生産されたタオルをセットにしたもの
- ・ 海外製タブレット端末に刈谷市内を探索できるアプリを予めインストールしたものの

**⑦刈谷市内において提供される役務(サービス)その他これに準ずるものであって、当該役務(サービス)の主要な部分が相当程度関連性のあるものであること**

⑦の「その他これに準ずるもの」とは、サービスのほとんどが刈谷市内において提供されるが、サービスの一部が刈谷市外で提供される場合を指し、刈谷市を訪れて、刈谷市内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポンは、これに該当します。

また、刈谷市外で提供されるサービスであっても「当該サービスの主要な部分が刈谷市に相当程度関連性のある」場合には、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認め得るものがあると考えられます。

**○認められると考えられる例**

- ・ 地域の特産品をPRするための刈谷市外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、刈谷市内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供
- ・ 刈谷市内の事業者が車いす用に製作した着物を刈谷市外で提供（レンタル以外の工程はすべて刈谷市内で行っているもの）

**×認められないと考えられる例**

- ・ 刈谷市内において宿泊施設を営んでいる事業者が都内において営んでいる店舗で使用可能な食事券
- ・ 刈谷市内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント

## ⑧ 次のイから口のいずれかに該当する返礼品であること

地場産品については、単独の市町村のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市町村が区域を越えた一定の圏域において他の市町村と共同で取り扱う場合を想定したものもあります。したがって、他の市町村の同意なく、当該他市町村の地場産品を返礼品として取り扱う場合には該当しません。

### イ 刈谷市が近隣の市町村と共同で前①から⑦のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

「近隣」に該当するかどうかについては、地理的に近隣であって、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村を基本として、これに該当するか否かについて、関係市町村において、地域の実情を踏まえて判断します。

#### ○認められると考えられる例

- ・ 近隣の複数の市町村が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を当該複数の市町村が共通して取り扱うもの
- ・ 連携中枢都市圏に参加する複数の市町村が同意の上、それぞれの地場産品を組み合わせて提供するもの

#### ×認められないと考えられる例

- ・ 生産している市町村の同意を得ずに提供している、刈谷市外で生産された県の伝統工芸品である革製品

- ロ 県が刈谷市を含む県内の複数の市町村と連携し、当該する市町村の区域内において前①から⑦のいずれかに該当するものを県及び当該市町村の共通の返礼品とするもの**

**○認められると考えられる例**

- ・ 県内全域の特産物について、県が音頭を取って県内全市町村と連携し、県全域の特産品として、共通の返礼品として取り扱うもの
- ・ 県内の一定の圏域（歴史的、文化的に関連の深い地域等）内の市町村共通の特産品だが現在はある市町村でのみ作られているものを、県の主導の下、共通の返礼品として取り扱うもの

- ハ 県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの**

地域における実情を踏まえ、刈谷市を含む地域資源として全国的に相当程度認識されているものである場合には、地場産品として認め得る場合もあると考えられます。

このような場合に該当するかどうかについては、単一市町村の判断によるのではなく、県が県内の市町村の意見を集約した上で、複数の市町村において共通の地域資源として相当程度されているものを認識されているものを認定することが必要です。

「認定を受けたものを当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの」としているのは、県の認定を受けたものであれば認定を受けた区域内の全ての市町村が同じ返礼品等を扱う必要はないこととしているものであり、県に認定されたものを取り扱う事業者が一部の市町村にのみ存在しているような場合においても柔軟に対応できるようにするためです。

**○認められると考えられる例**

- ・当該都道府県の区域内の地域資源として、商標登録が行われていて、現にその名称が広く知られている等、広く一般国民から当該都道府県の地域資源であると相当程度認識されているもの

**⑨ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前①から⑧のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において当該返礼品等を代替するものとして提供するもの**

災害により、刈谷市内の生産者が他地域に避難している状態が継続している場合等、返礼品等の提供が不可能である場合において、寄附者に刈谷市の特産物を思い出してもらふことや、返礼品等の提供をきっかけに、刈谷市の特産品の生産の再開への支援を呼びかける等の目的から、提供が不可能になった返礼品等の代替品を刈谷市の返礼品等として取り扱うことが考えられます。

「災害」の範囲について特に限定はされていませんが、一定期間以上に渡って地域の特産品が生産できないことが見込まれるような、相当程度大きな被害が生じるケースを想定しています。

なお、被災地支援を目的としたものであっても、被災団体以外の団体が、被災団体の地場産品を提供することについては、「類するもの」には該当しません。